

千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正（案）について

1 条例改正の背景

「千葉市市民参加及び協働に関する条例（以下、現行条例といいます。）」は、市民参加及び協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的として平成20年に施行されました。現行条例に基づき市民参加と協働を推進した結果、一部の市民が公共の活動に強い主体性を持つようになってきましたが、ここに規定されている市民参加と協働は、いずれも市民主体とまでは至っていない状況です。

また、人々の価値観や生活様式が多様化し、社会が取り組むべき課題が増大しており、公平性を重視した画一的な行政サービスだけでこれらの課題の解決に取り組んでいくことは、困難になっています。そのため、地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していくためには、その地域の実情に合った「市民一人ひとりから始まるまちづくり」への転換を進める必要があると考えられます。

こうした背景の中、平成28年10月7日付けの千葉市市民参加協働推進会議からの答申を受け、その内容を反映し、条例の改正を行うものです。

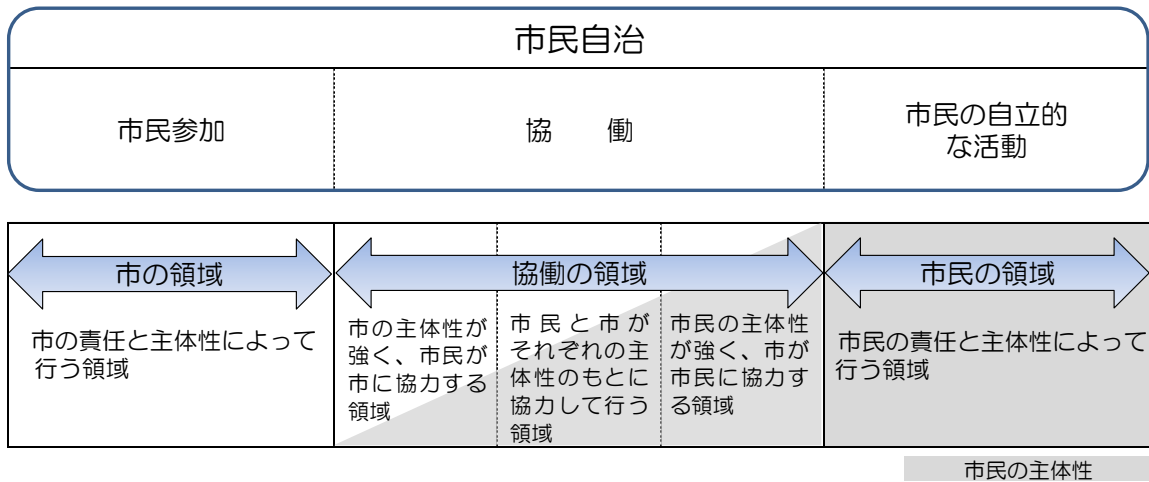
2 条例改正の理由・目的

(1) 地域が抱える課題が複雑化・多様化し、地域ごとにニーズや課題解決の優先順位が異なるため、市民が地域について主体的に考え、各々の地域の実情に合ったまちづくりに取り組む必要があります。前述のとおり現行条例では市民参加と協働について規定していますが、いずれも行政主導であり市民が主体とまでは至っていないため、「市民の自立的な活動」を加えて地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことを「市民自治」として規定します。

(2) 本市では、魅力的で活力あるまちづくりを進めるため、新基本計画に「市民一人ひとりから始まるまちづくり」の推進を掲げています。そのため、市民のまちを良くするためのすべての活動に明確な根拠を与え、既にまちづくりに取り組んでいる市民の活動の拠り所とするとともに、まだ取り組んでいない市民に対し、活動を促す根拠としたいと考えています。

(3) 地域が抱える課題を市民自身が発見・認識し、まず自ら行動して課題を解決していくといった「まちづくりの基本的な考え方」を市民と行政がともに再認識し、相互の役割を認識しつつ、連携してまちづくりを進める必要があると考えます。

【市民自治の捉え方】



3 改正（案）の概要

条例名	（仮称）千葉市市民自治によるまちづくり条例
前文	<p>地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の拡大を背景として、市は市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち（市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等）は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。</p> <p>一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、公平性を重視した画一的な行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、わたしたち自らが地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。</p> <p>そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持ってほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。</p> <p>わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けられ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。</p>
第1条（変更） 目的	<p>市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。</p>

<p>第2条（変更）</p> <p>定 義</p> <p>※市民参加、協働、市長等とパブリックコメント手続については、内容に改正はありません。</p>	<p>(1) まちづくり 社会の課題解決を図り、より住みやすい社会を形成すること。</p> <p>(2) 市民自治 市民が自ら市民参加を行い、協働を行い、又は自立的に活動し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むこと。</p> <p>(3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案すること。</p> <p>(4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完すること。</p> <p>(5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成され、自分たちの地域をより良くするために活動する団体</p> <p>(6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体</p> <p>(7) 地域運営委員会 小学校区から中学校区の広さの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成され、地域住民の助けあいと支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるための組織</p> <p>(8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体（町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。）や個人</p> <p>(9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者</p> <p>(10) パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第13条第1項において同じです。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続</p>
<p>第3条（変更）</p> <p>まちづくりの基本理念</p>	<p>まちづくりは、市民一人一人が市民参加を行い、協働を行うとともに、できるところから自立的に活動して地域の実情に合わせて取り組むことを基本とし、次のことを考慮して推進されなければなりません。</p> <p>(1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。</p> <p>(2) 年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、多くの市民が地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題（以下「地域の課題等」といいます。）に気づき、参加し、活動できるようにすること。</p> <p>(3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。</p> <p>(4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深めるようにすること。</p>

<p>第4条（変更）</p> <p>市民の役割</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。 2 地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気づき、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治の活動を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。 3 市民自治の活動を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。 4 地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。 5 町内自治会や市民活動団体その他の団体によるまちづくりの重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。 6 協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに行動して創り出すよう努めるものとします。 7 協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や課題解決に足りないことがあれば、それを発信するよう努めるものとします。
<p>第5条（新設）</p> <p>町内自治会の役割</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。 2 市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、地域内の身近な課題の解決に取り組むことに努めるものとします。 3 市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集することに努めるものとします。 4 自らの活動に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとします。
<p>第6条（新設）</p> <p>市民活動団体の役割</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 その活動する分野における知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。 2 地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。 3 地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。
<p>第7条（新設）</p> <p>地域運営委員会の役割</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内自治会等の地域で活動する団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、お互いに活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとします。 2 地域の課題を調査し、把握し、地域の課題の解決や将来に引き継ぎたいと思えるまちの実現のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとします。 3 自らの活動に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとします。 4 必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとします。
<p>第8条（新設）</p> <p>事業者の役割</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。 2 従業員が自らが居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

<p>第9条（変更） 市の責務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。 2 市民参加や協働の機会を積極的に提供し、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めるとともに、市民の自立的な活動を積極的に支援するよう努めます。 3 市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘や育成に努めます。 4 開かれた行政運営を目指し、情報とその活用方法を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。 5 市民自治の活動に対し、適切に支援するよう努めます。 6 市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。
<p>第10条（新設） 市民の自立的な活動の推進</p>	<p>市長等は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）町内自治会と市民活動団体や地域運営委員会の設立や活動が継続し、発展するために必要な支援 （2）町内自治会と市民活動団体や地域運営委員会の活動への市民の参加の促進 （3）市民相互の連携や協力のための調整 （4）市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出 （5）その他市民の自立的な活動の推進のための措置

上記以外については内容に大きな改正はありません。一部条文の新設や変更に伴う条すれへの対応や表現を「ます」体に統一するなどします。

4 今後のスケジュール

- 2019年3月 パブリックコメント手続の実施（1か月間）
- 4月 パブリックコメント手続での意見に対する考え方の公表
- 6月 条例議案提出

現行条例と改正（案）の条文構成比較

